

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和4年4月5日(火)午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED] 外3件

議案第2号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

報告第1号 非農地証明願いについて

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・活動記録簿の記入について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・7名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、加藤 清治、
伊藤 久義

(欠席委員・1名)

滝川 裕子

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

(事務局長および事務局主幹の異動のあいさつ)

(事務局長および事務局主任の転入に伴う任命)

午後3時 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、山田 義明委員、石原 忠則委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第1号1番について朗読及び説明)
申請地は、県道富山・立山・魚津線に面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地
と判断されますが、第1種農地の集落接続であることから、許可できるも
のと考えられます。

転用理由は、自宅兼農産物加工販売所敷地です。

申請者は、自宅敷地内で野菜や果物の加工食品の販売をしていますが、
販路拡大により加工場や直売所が手狭となっています。また、現在の住宅
敷地は借地でもあり、長男が農業を継承することになったことから、新た
に自宅と加工販売所を建設し、事業を展開していくことを計画したもので
す。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接のうちに被害が及ば
ないよう配慮し、雨水は前面側溝に放流し下水は公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

山田委員 先日浦田推進委員と現地確認しましたが、特に問題ないと思います。

浦田推進委員 事務局の説明どおりで、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第1号2番について朗読及び説明)
申請地は、市道駅南区画37号線に面する農地です。
申請地は、都市計画法上の用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は一般住宅敷地です。現在アパートに住んでいますが、子どもが誕生することから、一軒家を新築することを考え、育児や生活環境に適した土地を探していたところ申請地を紹介されたことから、今回申請するものです。
隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け土砂の流失を防止し、雨水については隣接側溝に放流します。汚水については公共下水道に接続します。

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日現地確認してきましたが、特に問題ないと思います。

吉田推進委員 特に問題ないと思います。

会長 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長 では事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第1号3番について朗読及び説明)
申請地は、市道大日・大浦線に面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内農地であることから、第1種農地と判断されますが、隣接する土地との一体利用であることから、許可できるものと考えられます。
転用理由はグランピング施設の管理棟敷地で、申請者は土木建築請負業などを行っていますが、今回、グランピング施設の経営に取り組むことになりました。グランピングとはグラマラス(豪華な)とキャンプを組み合わせた言葉で、キャンプ道具を用意しなくても気軽にキャンプを楽しめる体験のことです。
申請地に隣接する既存雑種地にデッキハウス棟4棟を新設し、申請地には管理棟を新設する計画です。県内外のアウトドア派やキャンプに不慣れた客層にも、身軽に自然体験をしてもらうことを目的としています。
敷地との境界はコンクリート擁壁で仕切り、敷地内の雨水は隣接側溝に放流し、下水は合併浄化槽で処理します。

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石若委員 先月現地確認し、今月はじめに東川推進委員と譲渡人に話を聞いてきましたが、雑種地の隣の狭い土地であり、農業には不向きと考えられ特に問題ないと思います。

東川推進委員 同じく、特に問題ないと思います。

会長 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長 次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理 では、事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第1号4番について朗読及び説明)
申請地は、市道下島・上小泉線に面する農地です。
申請地は、都市計画法上の用途地域内の農地であることから第3種農地と判断され許可出来るものと考えられます。
転用理由は、宅地分譲地です。
申請者は、■■■■市内で不動産業を行っていますが、申請地は保育園や中学校に近く住宅需要があることから、関係者の同意を得て申請するものです。
なお、隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、隣接農地に被害が及ばないよう配慮し、雨水は隣接道路側溝へ放流し、生活排水は公共下水道に接続します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 周りは宅地化しており、周りの農業に影響を及ぼすこともないと考えられるため、特に問題ないと思います。

加藤推進委員 特に問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)

それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長へお返しします。

会 長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 4ページをお願いします。利用権設定に伴う議案です。
農業経営基盤強化促進法の規定により、市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。

6ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手14、面積合計49,786㎡、借り手8です。新規件数は8件、33,463㎡になります。詳細は7～10ページに記載されています。

11ページをお願いします。農地中間管理事業分の利用権設定状況になります。貸し手34、面積合計286,766㎡、借り手は中間管理機構の1です。

詳細は、12～15ページに記載されています。16～19ページは参考資料になりますが、耕作者は[]であります。

吉田推進委員 []ですが、中間管理事業へ移行したということか。全部か。

事務局 今契約更新のタイミングとなっている農地分が、中間管理事業へ移行となっています。今後も更新の時期がきた農地を中間管理事業へ移行する予定です。

吉田推進委員 どうして中間管理事業へ移行されたのか。

事務局 相対契約だと手続き事務が煩雑になるため、農地中間管理機構を通した契約にされました。

吉田推進委員 賃借料が10年間固定されるということか。

事務局 契約途中で賃借料を変更することも可能ですが、その際は、再度出し手受け手の同意の印が必要になります。

会 長 ほかにこの件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

会 長 続きまして、報告第1号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いします。非農地証明願いについてです。申請人は[]、申請地は[]番、畑、378㎡です。

3月8日、石若委員と事務局にて、現地調査を行いました。写真のとおり当該地は、昭和27年以前から隣接する宅地と一体利用されており、願い出どおり非農地であることを確認し、同日付けで証明したことを報告します。

その他

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・活動記録簿の記入について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後4時10分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員